

条件付一般競争入札を下記のとおり執行する。

令和 8 年 7 月 3 日

貝塚市長 牛尾 治朗

## 1 入札に付する事項

- (1) 件名(物品名) 貝塚市立ひと・ふれあい館備品等一式
- (2) 数量 別紙仕様書のとおり
- (3) 規格等 別紙仕様書のとおり
- (4) 納入期限 契約締結日から令和9年3月 19 日まで
- (5) 納入場所 貝塚市東84番地1(貝塚市立ひと・ふれあい館)

## 2 入札応募資格

以下の全項目を満たす者について、条件付一般競争入札に応募することができる。

- (1) 貝塚市の入札参加資格登録(物品供給等)を行っており、かつ物品供給等の申請業種コード表におけるコード 11(事務用品・パソコン関係)または、コード 27(室内装飾・家具等関係)に登録がある者。
- (2) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の4の規定に該当しない者。
- (3) 条件付一般競争入札参加申込書の提出日から入札日までの期間において、貝塚市入札参加停止要綱(平成 25 年 12 月 2 日施行)に基づく入札参加停止措置を受けていないこと。
- (4) 条件付一般競争入札参加申込書の提出日から入札日までの期間において、貝塚市暴力団排除条例(平成 24 年貝塚市条例第 23 号)第 8 条第 1 項第 2 号の規定により、入札への参加を除外されていない者。
- (5) 会社更生法又は民事再生法に基づき、更生手続き開始の申立て又は再生手続き開始の申立てがなされていない者。(更生計画又は再生計画の認可がなされている者は除く。)

## 3 契約条項を示す場所、並びに契約・入札事務を担当する部署

貝塚市総務部 契約検査課 物品担当(市役所本庁 4 階)  
電話:072-433-7320(直通) / FAX:072-433-7511

## 4 応募受付期間・方法

令和 8 年 7 月 3 日(金)から令和 8 年 7 月 17 日(金)の期間に、簡易書留等必ず記録が残る方法で郵送することとし、提出期限は令和 8 年 7 月 17 日(金)午後 4 時必着とする。

なお、窓口持参による提出を可能とするが持参の場合の受付時間は各日とも(土日祝日を除く)午前 9 時から正午、午後 1 時から午後 4 時までとする。

## 5 応募受付場所

### (1) 郵送送付先

〒597-8585 大阪府貝塚市畠中 1 丁目 17 番 1 号  
貝塚市役所 総務部 契約検査課 物品担当

※送付先の宛名面には「一般競争入札申込書(物品)在中」と記入すること。

(2) 窓口受付場所

貝塚市役所 総務部 契約検査課(市役所本庁4階)

6 応募に必要な書類(参加申込書)の取得方法

貝塚市のホームページ(契約検査課)からダウンロードすること。

7 仕様に関する質疑

(1) 同等品申請を含む仕様に関する質疑の受付期間及び受付方法

令和8年7月3日(金)から令和8年7月17日(金)

受付時間は各日とも(土日祝日を除く)午前9時から正午、午後1時から午後4時までとし、事前に電話連絡のうえ FAX にて受け付ける。様式は任意(会社名(商号)・担当者・連絡先を明記のこと)。

連絡先

市民生活部 ひと・ふれあいセンター

備品担当

電話:TEL:072-422-7523 (直通) / FAX:072-433-4604

(2) 同等品申請について

仕様書記載の参考品以外で入札をする場合は、上記の期間・方法でメーカー・規格等を提示のうえ、担当者の承認を得ること。事前に承認のないものは無効とする。

(3) 回答方法・期日

令和8年7月24日(金)までに全者へ FAX にて回答する。

8 入札参加資格者審査結果の通知

令和8年7月24日(金)までに申込者へ個別に FAX にて通知する。

なお、入札参加資格を得た者には、入札書等も併せて送信する。

9 入札及び開札日時・場所

日時 令和8年8月4日(火) 午前10時00分

場所 貝塚市役所第2別館2階 入札室

10 無効となる入札該当事項

(1) 競争入札に参加する資格を有しない者が行った入札

(2) 日付及び入札参加資格者の記名捺印を欠く入札

(3) 金額を訂正した入札又は記載金額の不明瞭な入札

(4) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札

(5) 郵便、電報又は電話等による入札

(6) その他入札に関する条件に違反した入札

11 入札保証金

入札保証金は免除する。

12 最低制限価格

設定しない。

13 契約書の要否

契約書を要する。

14 入札回数 2回を限度とする。

1回目の入札で落札者が決まらない場合、直ちに2回目の入札を行う。

※この場合、1回目の入札より続けて2回目の入札を行うため、必ず内容に熟知した者が入札に参加すること。

2回目の入札は、辞退できるものとする。

また、前記 10 の(1)、(5)、(6)に該当する無効入札をした者は、再入札に加わるができない。

15 内訳明細書

入札終了後、落札業者は内訳明細書(任意様式)を提出すること。

16 提出すべき書類

貝塚市条件付一般競争入札参加申込書

※受付時、申込書の控えが必要な場合は、申込書写しを併せて提出すること。

なお、郵送による提出で上記の控えが必要な場合は、申込書写し及び返信用封筒(宛先記入・郵便切手貼付済)を必ず同封すること。

17 契約の締結

本案件の契約締結においては、貝塚市議会の議決を要するため、落札者と仮契約を締結し、当該議決を得た後に本契約とする。

なお、議会の議決が得られない場合、又は関係法令等に違反した場合は、本件手続きを中断または、中止することがある。